

宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年1月30日

宮城県監査委員 畠山 和純

宮城県監査委員 袋 正

宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門

宮城県監査委員 谷地森 涼子

記

1 監査委員の報告日

平成20年9月26日

2 通知のあった日

平成20年11月28日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課

監査委員の報告の内容

仙南工業用水道事業において、返済の見込みのない一般会計借入金の累積及び精算の見込みのない建設仮勘定の累積が認められたので、庁内関係部局からなる検討委員会での休止の継続及び環境用水への活用という意見を踏まえ、早期に関係機関との調整を図られたい。併せて、会計処理方針の検討も進められたい。

措置の内容

未利用水の河川環境用水への活用については、国等関係機関との調整を継続していく。また、会計処理については、事業の最終的な方針が決定された時点で明らかにすることとし、それまでの間は、これまでどおり建設仮勘定で整理していきたい。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院の過年度分の入院収益等において、一部未収金縮減について努力が認められるものの、なお未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、病院局挙げて取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、当課及び3病院が重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、年2回の強化月間（10月、2月）を設け、未納者全員に対して、文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては、当課が担当する「こども病院」について、40人の未納者に対して実施しており、催告による収納が31千円、訪宅による収納が3千円となっている。

また、債権分類を行い、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対しては、法的措置を講じており、5人の未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続きを実施し、そのうち、4人は分納をはじめたが、支払いがなく連絡もなかった1人に対しては、簡易裁判所に支払督促の申立を行っており、分納による50千円を収納している。

この結果、11月末現在では過年度個人未収金額5,282千円のうち、488千円を収納している。

今後とも未収金の収納に努めることとしている。

（3）循環器・呼吸器病センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、医事業務の嘱託職員と一緒にあって、未納者が在宅していると思われる土日の休日に自宅訪問を行い、家族等とも接触を図り、医療費の支払方法の説明を行うなど、収納に努めているほか、年2回の強化月間（10月、2月）を設け、未納者全員に対して、文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては、22人の未納者に対して実施しており、訪宅による収納が58千円となっている。

この結果、11月末現在では過年度個人未収金額11,329千円のうち、915千円を収納している。

未収金の発生防止については、入院時のオリエンテーションの際に、高額療養費等の公費負担制度などの活用についてお知らせするほか、公費負担制度が適用されると思われる患者については、必要に応じて職員が市役所等に同行し、申請手続きの支援を行っている。

今後とも、法的措置を考慮しながら未収金の発生防止と縮減に努めることとしている。

(4) 精神医療センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、医事業務の嘱託職員及び未納者に精通している看護職員等と一緒に、未納者が在宅していると思われる土日の休日に自宅訪問を行い収納に努めているほか、年2回の強化月間(10月、2月)を設け、未納者全員に対して、文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては、23人の未納者に対して実施しており、催告による収納が143千円、訪宅による収納が129千円となっている。

この結果、11月末現在では過年度個人未収金額48,470千円のうち、7,340千円を収納している。

未収金の発生防止については、未収金が増加傾向にあることも踏まえ、入院時にオリエンテーションを行い、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などについて理解していただき、その活用により発生防止に努めている。特に、長期入院患者で支払いが遅延している患者については、家族や保護者等に対して、説明・助言を行い理解を求め、早期支払いを求めている。また、外来患者についても同様に説明等を行い、現金の持ち合わせがないなどの理由で支払えない患者に対しては、後納願いのサインをもらい、次回来院時に支払いをしてもらっている。

今後とも、法的措置を考慮しながら未収金の発生防止と収納に努めることとしている。

(5) がんセンター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき取り組んでいるところであるが、特に平成20年度は、「未収金縮減対策実施計画」を策定し、重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を強化している。

未収金の収納促進については、医事業務の嘱託職員と一緒に、未納者が在宅していると思われる土日の休日も含めて自宅訪問を行い収納に努めているほか、年2回の強化

月間（10月，2月）を設け，未納者全員に対して，文書による催告や自宅訪問を行っている。本年度の10月期分としては，70人の未納者に対して実施しており，催告による収納が15千円，訪宅による収納が25千円となっている。

この結果，11月末現在では過年度個人未収金額23，756千円のうち，2，418千円を収納している。

未収金の発生防止については，入院時のオリエンテーションの際に，医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などについて理解していただき，その活用により発生防止に努めている。また，未納が予測される患者に対しては，院内各部署（看護部門，病棟クレーク，MSW及び医事班）による未収金発生防止の打合せを随時開催するなど，未収金が長期化しないよう，未納初期段階での納入促進に努めている。

今後とも，法的措置を考慮しながら未収金の発生防止と収納に努めることとしている。